令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　板柳町長、板柳町議会議長、板柳町教育委員会、板柳町選挙管理委員会
板柳町代表監査委員、板柳町農業委員会

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	９２．８　％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	７５．８　％
全職員	７０．６　％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－　％
本庁課長相当職	８８．０　％
本庁課長補佐相当職	１１４．３　％
本庁係長相当職	１０７．５　％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	１０５．５　％
３１～３５年	９６．６　％
２６～３０年	９２．３　％
２１～２５年	－　％
１６～２０年	９５．４　％
１１～１５年	１０１．６　％
６～１０年	９６．４　％
１～５年	８６．１　％

【説明欄】

・２．（１）「本庁部局長・次長相当職」欄について、該当する職員がいないため記載なし。
・２．（２）「２１～２５年」欄について、該当する女性職員がいないため記載なし。
・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、短時間勤務の職員が多い女性職員の割合が高い（男性 19.54%／女性 80.46%）ため、男女の給与の差異が生じている。
・全職員について、短時間勤務の職員が多い女性職員の割合が高い（男性 37.33%／女性 62.67%）ため、男女の給与の差異が生じている。
・給与額の高い医療職給料表（一）の適用を受ける職員を集計対象に含む項目では男女の給与の差異が生じている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。